平成２２年（フ）第１８２号
山口県山陽小野田市大字小野田870番地113、開始決定時の住所山口県山陽小野田市大字山川224番地８
破産者　田戸　友満
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１号
山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地50
破産者　田中　義宏
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町20番地５
破産者　遠矢　美緒（旧姓寺田）
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１１２号
京都府京田辺市飯岡東原71番地
破産者　大辻　嘉男
１　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
２　一般調査期日　平成23年11月８日午後３時
平成23年10月４日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福島県相馬市中村字川沼318番地の６
破産者　門馬志治男
１　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
２　一般調査期日　平成23年12月14日午後２時
平成23年10月４日　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２６７３号
横浜市南区南太田１丁目46番５―703号
破産者　竹田海鳳こと　姜　　海鳳
１　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
２　一般調査期日　平成23年12月７日午後１時50分
平成23年10月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
福岡県久留米市国分町1399番地
破産者　岡元　文代
１　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
２　一般調査期日　平成24年１月23日午前10時
平成23年10月３日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６５７号
愛知県豊田市志賀町花柄47番地６
破産者　西川　勝己
１　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
２　一般調査期日　平成24年１月30日午後３時40分
平成23年10月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第７０７７号
大阪市北区堂島浜２丁目１番９号
破産者　株式会社アルガ
１　期日　平成23年10月27日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９号
愛知県岡崎市島町17番地
破産者　株式会社尾花鋼機
１　期日　平成23年12月５日午後４時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
愛知県岡崎市島町17番地
破産者　加藤　哲夫
１　期日　平成23年12月５日午後４時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年10月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３４４号
山口県防府市大字植松335番地の１
破産者　有限会社河野テクノリサーチ
異議申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年10月４日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
山口市陶1167番地
破産者　企業組合山口木材加工
異議申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年10月４日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９００号
広島県廿日市市宮内2029　レオネクストＦ＆Ａ101、住民票上の住所島根県江津市二宮町神主ハ41番地８
破産者　内田　貴士
免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
平成23年10月４日
広島地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０６５号
東京都港区六本木６丁目８番10号
清算株式会社　株式会社ＳＧＯ
代表清算人　倉田　　洋
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０００３号
仙台市若林区卸町３丁目５番地の18
清算株式会社　日電機器株式会社
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第２０号
東京都江東区大島２丁目８番６号
更生会社　多田建設株式会社
管財人　清水　　直
同　　堤　　幸芳
１　決定年月日　平成23年９月30日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第６８号
京都府宇治市槇島町二十四34番地、商業登記簿上の本店所在地京都府宇治市槇島町目川167番地の７
再生債務者　株式会社ＨＯＴＴＡ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区六番町13―12　三山総合法律事務所　弁護士　三山　裕三
平成23年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第６９号
北九州市八幡西区八枝２丁目２番18号
再生債務者　黒崎京築運送株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区六番町13―12　三山総合法律事務所　弁護士　三山　裕三
平成23年９月29日
東京地方裁判所民事第20部